

『唐律疏儀』鬪訟律現代語訳稿(4) — 第31条から第38条まで —

著者	中村 正人, 唐律疏議 講読会
著者別表示	NAKAMURA Masato, Touritsusogi Koudokukai
雑誌名	金沢法学
巻	65
号	1
ページ	199-229
発行年	2022-07-31
URL	http://doi.org/10.24517/00066995



『唐律疏議』闕訟律現代語訳稿(4)

—第31条から第38条まで—

中 村 正 人・唐律疏議講読会

[凡例]

- 本訳稿は『唐律疏議』闕訟律の現代語への翻訳を目的とするので、各条の内容に関する解説は附さない。それらについては、『訳註7』の該当箇所を参照されたい。また、篇目疏は『訳註1』201頁～202頁を参照。
- 漢字の字体は原則として現在の日本での通用字体とする。文中の〔 〕内は原注、()内は訳者補注、[]内は引用史料・中文文献の原文を示す。
- 原文は『訳註3』を底本とする。文字を改める箇所には校注を附す。
- 引用文献の略号は以下のとおりとする。

『訳註5』= 律令研究会編『訳註日本律令5 唐律疏議訳註篇1』東京堂出版、1979年

『訳註7』= 律令研究会編『訳註日本律令7 唐律疏議訳註篇3』東京堂出版、1987年

袁『注訳』= 袁文興・袁超『唐律疏議注訳』甘肅人民出版社、2017年

錢『新注』= 錢大群『唐律疏議新注』南京師範大学出版社、2007年

曹『訳注』= 曹漫之主編『唐律疏議訳注』吉林人民出版社、1989年

戴『各論』= 戴炎輝『唐律各論』成文出版社、1988年

劉『箋解』= 劉俊文『唐律疏議箋解』中華書局、1996年

【鬪訟律 31 条】 毆兄妻夫弟妹

《第 1 段》

〔原文〕

諸毆兄之妻。及毆夫之弟妹。各加凡人一等。若妾犯者。又加一等。

疏議曰。嫂叔不許通問。所以遠別嫌疑。毆兄之妻。及毆夫之弟妹者。礼敬頓乖。故各加凡人一等。若妾犯者。又加一等。謂妾毆夫之弟妹。加妻一等。総加凡人二等。夫之弟妹毆兄妾。以凡人論。

〔訳文〕

兄の妻を毆打し、又は夫の弟妹を毆打した場合には、それぞれ一般人（に対する罪）に一等を加重する。もし妾が（夫の弟妹を毆打する罪を）犯したならば、さらに一等を加重する。

【疏文】兄嫁と夫の弟とは互いに言葉をかけあうことは許されない⁽¹⁾。それは（両者を）遠ざけて（姦通の）疑いがかかるのを避けるようにするためである⁽²⁾。兄の妻を毆打し、又は夫の弟妹を毆打すれば、礼儀や敬意もにわかになされてしまうことになる。それ故に「それぞれ一般人（に対する罪）に一等を加重する」のである。「もし妾が（夫の弟妹を毆打する罪を）犯したならば、さらに一等を加重する」とは、妾が夫の弟妹を毆打した場合に、妻（の罪）に一等を加重し、合わせて一般人（に対する罪）に二等を加重するということである。夫の弟妹が妾を毆打した場合には、一般人（に対する罪）を以て論ずる。

〔訳注〕

(1) 原文「嫂叔不許通問」。『訳註 7』342 頁注 1、曹『訳註』769 頁注釈 [1]、銭『新注』721 頁注釈③にあるとおり、この句は『礼記』曲礼上の「兄嫁と弟は尋ね合わない、諸母には下穿きを洗濯させない〔嫂叔不通問、諸母不漱裳〕」を出典とする。「通問」とは、「互に言葉をかけ合うこと」（『訳註 7』同前）をいう。また、『唐律積文』は「不通問」につい

て、「住む場所を離して、安否を問わないことをいう〔謂隔宿不問安否〕
とする。

- (2) 前掲注(1)所引の『礼記』の鄭注に、「これらはすべて嚴重に分け隔て、淫乱を防ぐためである〔皆為重別、防淫乱〕」とある。

《第2段》

〔原文〕

即妾毆夫之妾子。減凡人二等。毆妻之子。以凡人論。若妻之子毆傷父妾。加凡人一等。妾子毆傷父妾。又加二等。〔至死者。各依凡人法。〕

疏議曰。即妾毆夫之妾子。減凡人二等。為匹敵之故。得罪稍輕。毆妻之子。以凡人論。為女君尊重。故同凡鬪。若妻之子毆傷父妾。加凡人一等。妾子毆傷父妾。又加二等。稱又加者。總加三等。若毆折一齒。徒二年半之類。註云。至死者。各依凡人法。当条雖有加減。至死者。並与凡人同。

〔訳文〕

もし妾が夫の(他の)妾の子を毆打したならば、一般人(に対する罪)から二等を減ずる。(妾が)妻の子を毆打した場合には、一般人(に対する罪)を以て論ずる。もし妻の子が父の妾を毆傷したならば、一般人(に対する罪)に一等を加重する。妾の子が父の(他の)妾を毆傷した場合には、さらに二等を加重する。〔死亡するに至った場合には、それぞれ一般人の法による。〕

【疏文】「もし妾が夫の(他の)妾の子を毆打したならば、一般人(に対する罪)から二等を減ずる」とあるが、これは身分的に相当する⁽³⁾ために罪を得る上でやや軽く扱われるからである。「(妾が)妻の子を毆打した場合には、一般人(に対する罪)を以て論ずる」とあるが、これは(妾からみて)正妻⁽⁴⁾は尊重されるべき立場にあるために、一般人に対する鬪毆と同様に扱うのである。「もし妻の子が父の妾を毆傷したならば、一般人(に対する罪)に一等を加重する。妾の子が父の(他の)妾を毆傷した場

合には、さらに二等を加重する」とあるが、「さらに加重する」と称していることから、合わせて（一般人に対する罪に）三等を加重することになる。もし殴打して齒を一本折ったならば（鬪訟律 2 条に規定されている徒一年の刑罰に三等を加重して）徒二年半とするという類のことである。註文に「死亡するに至った場合には、それぞれ一般人の法による」とあるが、これは当該条文に加重・減輕の規定があったとしても、（被害者が）死亡するに至った場合にはすべて一般人の場合と同様（に鬪訟律 5 条によって絞に処する）ということである。

〔訳注〕

- (3) 原文「匹敵」について、『訳註 7』342 頁注 2 は「妾と他の妾の子とは身分がひくいことが匹敵する」、袁『注訳』641 頁注釈⑤は「釣り合いがとれていること〔匹配〕」とする。
- (4) 原文「女君」について、『訳註 7』342 頁注 3 は「妾から正妻をいう呼称。……女君は妾からすると尊であり重である」、銭『新注』721 頁注釈⑤は「妻に対する尊称〔対妻的尊称〕」とする。また、『唐律積文』は鬪訟律 46 条の疏文にある「女君」の語に対して「礼記によれば、諸侯の正妻は、これを女君という。すなわち現在の国夫人に封ぜられている者がこれに当たる。郡君・県君・郷君等も、すべて同じく女君と号する〔按礼、諸侯之嫡妻、謂之女君、即今封国夫人是也。郡・県・郷君等、並同号女君〕」と注している。なお、袁『注訳』641 頁注釈⑥に「女君は本来諸侯の正妻を指し、その後およそ郡君・県君・郷君の封号を有する者をすべて女君と称する。ここでは、正妻は君位におり、まさに尊重されるべきことを指している〔女君本来指諸侯的嫡妻、後凡有郡君・県君・郷君封号的統稱女君。此处指嫡妻居君位、应当尊重〕」とあるが、これは『唐律積文』の記述に依拠したものと思われる。

【關訟律 32 条】毆妻前夫子

《第 1 段》

〔原文〕

諸毆傷妻前夫之子者。減凡人一等。同居者。又減一等。死者絞。

疏議曰。毆傷妻前夫之子者。謂改醮之婦。携子適人。後夫毆傷者。減凡人一等。同居者。謂与繼父同居。立廟。服期。又減一等。謂減凡人二等。若毆之令至篤疾。及断舌毀敗陰陽。如此之類。得徒二年半。不同居。徒三年。因毆致死者。同居不同居。俱得絞罪。

〔訳文〕

妻の前夫の子を毆傷した場合には、一般人（に対する罪）から一等を減ずる。同居している場合には、さらに一等を減ずる。死亡させた場合には絞に処する。

〔疏文〕「妻の前夫の子を毆傷した場合」とは、再婚した女性が子供を連れて他人に嫁ぎ、後夫が（その子）を毆傷した場合をいい、一般人（に対する罪）から一等を減ずる。「同居」とは、継父⁽¹⁾と同居し、（継父が）廟を立てて（継子が継父のために）不杖期に服する場合をいう⁽²⁾。「さらに一等を減ずる」とは、一般人（に対する罪）から二等を減ずることをいう。もしこの者（＝継子）を毆打して篤疾に至らしめた、または舌を切断し、生殖器を損傷したならば、このような類に対しては、徒二年半の罪を得ることになる。同居していなければ徒三年とする。毆打したことが原因で死亡させた場合には、同居・不同居いずれの場合にも絞罪を得ることになる。

〔訳注〕

- (1) 「継父」とは、寡婦再婚のとき、つれ子となった前夫の子より見て、母の後夫をいう。詳しくは『訳註 5』6 頁及び 10 頁注 5 参照。
- (2) 原文「立廟服期」について、『訳註 7』345 頁注 2 は「改嫁した妻の子

……に大功内の親なく、後夫……もまた大功内の親なき場合、継父が自己の財貨を以て廟を立て、その子をして四時の祭祀をとり行わせる。その子は継父に対し、その恩の深いことのために骨肉の関係はないが不杖期に服す」とする。本条第2段の疏文にも説明されている通り、「立廟服期」していることが継父と継子が「同居」しているとみなされる要件とされている。

《第2段》

〔原文〕

殴傷継父者。〔謂曾經同居。今異者。〕与總麻尊同。同居者。加一等。〔余条継父準此。〕

疏議曰。継父者。謂母後嫁之夫。註云。謂曾經同居。今異者。依礼。継父同居。服期。謂妻少子幼。子無大功之親。与之適人。所適者。亦無大功之親。而所適者以其資財。為之築家廟於家門之外。歲時使之祀焉。是謂同居。継子之妻。雖不從服。若有犯夫之継父者。從下条。減夫一等。其不同居者。謂先嘗同居。今異者。継父若自有子。及有大功之親。雖復同住。亦為異居。若未嘗同居。則不為異居。即同凡人之例。其先同居。今異者。毆之同總麻尊。合徒一年。傷重者。各加凡鬪二等。死者斬。同居者。雖着期服。終非本親。犯者不同正服。止加總麻尊一等。謂毆者。合徒一年半。傷重者。加凡人三等。註云。余条継父準此。謂諸条準服。尊卑相犯得罪。並準此例。雖於継父下註。即称妻前夫之子。並与継父義同。律称与總麻尊同。其有謀殺及弑。理当不睦。於前夫之子。不言与總麻卑幼同。毆之。準凡人減罪。不入總麻卑幼之例。

〔訳文〕

継父を殴傷した場合には、〔かつて同居した経験があるが、現在はそうではない場合をいう。〕總麻の尊属と同じ⁽³⁾（扱いをする）。（継父と）同居している

場合には一等を加重する。[他の条文における継父もこれに準ずる。]

【疏文】「継父」とは、母の再婚相手である夫をいう。註文に「かつて同居していたが、現在はそうではない場合をいう」とある。礼制によれば、継父は同居していれば不杖期に服する。これは、妻が年若く、子も幼く、子に大功以上の親族がない場合、子を伴って人に嫁ぎ、嫁ぎ先（の継父）もまた大功以上の親族がおらず、嫁ぎ先がその財産を用いて継子のために家廟を家の門外に築き、時期ごとに祭祀を執り行わせる⁽⁴⁾ 場合をいう。これが「同居する」ということである。継子の妻は（継父のために）喪に服さないけれども、もし夫の継父に対して罪を犯すことがあれば、後の（鬪訟律 33）条にある、「夫が犯した場合の罪から一等を減ずる」という規定に従う。同居していない場合とは、以前に同居していたが、現在はそうではない場合をいう。継父にもし自分自身の子ができ、または大功以上の親族ができたならば、なお一緒に住んでいるとしても、それは「異居」とする。もしかつて同居したことがない場合には、「異居」とはならず、すなわち一般人の例と同じ（く扱う）。以前同居していたが現在はそうではない場合、継父を殴打したならば、緦麻の尊属と同様に（鬪訟律 26 条により）徒一年とすべきである。傷害の程度が重い場合には、それぞれ通常の鬪毆の罪に二等を加重し、死亡させた場合には斬とする。同居の場合、（継父に対しては）不杖期に服するとはいっても、結局のところ本当の親族ではないので、罪を犯した場合（不杖期は）本来の服（「正服⁽⁵⁾」）ではないことから、ただ単に緦麻の尊属（に対する罪）に一等を加重するのみである。すなわち、殴打した場合には（緦麻の尊属を殴打した罪である徒一年に一等を加重して）徒一年半とすべきであり、障害の程度が重い場合には通常の鬪毆の罪に（さらに一等を加重して）三等を加重するということである。註文に「他の条文における継父もこれに準ずる」とあるが、これは各条文において、服制の尊卑に準じて、相互に罪を犯した場合にすべてこの例に準ずるということである。（この文言は）継父の項目の下に

註せられているけれども、「妻の前夫の子」と称した場合には（同居・異居を問わず、子にとって母の再婚相手は）すべて継父と同義となる⁽⁶⁾。律は「總麻の尊属と同じ」と称しているため、（継父に対する）謀殺や人身売買は、道理として（十悪の）「不睦」に該当する。前夫の子については、「總麻の卑幼と同じ」とはしていないため、継子を殴打した場合には、一般人に準じた上で（本条第1段の規定によって）罪を減じ、總麻の卑幼の例は適用しない⁽⁷⁾。

[訳注]

- (3) 原文「与總麻尊同」について、袁『注訳』643頁注釈⑤は「總麻親の尊長と同等であること〔与總麻親の尊長等同〕』としているが、「尊」は世代が上の者、「長」は同世代で年齢が上の者を指し、それぞれ別概念であるため、「尊長と同等である」という説明は正確さを欠くといわざるを得ない。
- (4) 『訳註7』345頁注3、曹『訳註』772頁注釈〔2〕、錢『新注』724頁注釈⑥が指摘するように、この箇所は『儀礼』喪服を出典としている。
- (5) 前掲鬪訟律22条訳注(5)参照。
- (6) 『訳註7』345頁注6は、戴『各論』201頁の記述を根拠として、「妻前夫之子」と称する場合は、同居異居を限らず、一般的には「継父」という、という意と思われる」とする。ここでは、このような理解に基づいて、本文のように訳出した。
- (7) 『訳註7』346頁注7も指摘するように、「總麻の卑幼の例は適用しない」とは、鬪訟律26条の尊長が卑幼を殴打した場合の規定を適用しない、との趣旨であると思われる。

《第3段》

[原文]

即毆傷見受業師。加凡人二等。死者。各斬。〔謂服膺儒業。而非私学者。〕

疏議曰。礼云。凡教学之道。嚴師為難。師嚴道尊。方知敬学。如有親承儒教。伏膺函丈。而毆師者。加凡人二等。死者。各斬。称各者。并毆繼父至死。俱得斬刑。註云。謂服膺儒業。而非私学者。儒業。謂經業。非私学者。謂弘文国子。州県等学。私学者。即礼云。家有塾。遂有序之類。如有相犯。並同凡人。

問曰。毆見受業師。加凡人二等。其博士若有高品。累加以否。

答曰。毆見受業師。加凡人二等。先有官品。亦從品上累加。若鬪毆無品博士。加凡人二等。合杖六十。九品以上。合杖八十。若毆五品博士。亦於本品上累加之。

〔訳文〕

現に授業を受けている師を毆傷した場合には、一般人（に対する罪）に二等を加重する。死亡させた場合にはそれぞれ斬に処する。〔儒学を学んでおり、しかも私学ではない場合をいう。〕

【疏文】『礼記』には「およそ教学の道においては、師を尊敬することが難しい。師が尊敬されて（然る後に）学問の道が尊重され、初めて（人々が）学問を尊重することを知るのである⁽⁸⁾」とある。もし直接儒学の教えを受け、師の教えを受けた⁽⁹⁾にもかかわらず師を毆打した場合には、一般人（に対する罪）に二等を加重する。死亡させた場合にはそれぞれ斬とする。「それぞれ」とあるのは、繼父を毆打して死に至らしめた場合と併せて、共に斬刑を得るということである。註文に「儒学を学んでおり、しかも私学ではない場合をいう」とある。「儒学」とは経学のことをいう。「私学ではない」とは弘文館・国子監・州県等の学校のことをいう⁽¹⁰⁾。「私学」とはつまり『礼記』にいう「家に塾があり、遂に序がある⁽¹¹⁾」という類のことである。もし（私学の師と生徒が）相互に罪を犯すことがあったとしても、すべて一般人と同様に扱う。

【問】現に授業を受けている師を毆打した場合には、一般人（に対する罪）

に二等を加重する。その（師たる）博士がもし高品の官であったならば、罪を累加するかどうか。

【答】現に授業を受けている師を殴打した場合には、一般人（に対する罪）に二等を加重する。（その場合）先に（師が）官品を有していれば、また官品にしたがって罪を累加する。もし無品の博士⁽¹²⁾を鬪殴したならば、一般人（に対する罪である杖四十（＝鬪訟律1条））に二等を加重し杖六十とすべきである。九品以上（相当の博士⁽¹³⁾）の場合には、鬪訟律15条の規定によりさらに二等を加重して）杖八十とすべきである。もし五品相当の博士⁽¹⁴⁾を殴打したならば、（鬪訟律15条により）また当該官品に基づいてこれに累加して（徒一年とする）。

〔訳注〕

(8) 『訳註7』346頁注8にあるとおり、この箇所は『礼記』学記からの引用文である。ただ、同注に「冒頭は「凡学之道」で「凡教学之道」の教の字がないのみ」と、ほぼ原文通りの引用であるかのように述べられているが、曹『訳註』773頁注釈〔1〕も指摘しているように、『礼記』の原文には「凡学之道、嚴師為難。師嚴然後道尊、道尊然後民知敬学」とあって、疏文中の引用文とは一部異なる点がある。

(9) 原文「伏膺函丈」について、『訳註7』346頁注9は「伏は服でも同じ。膺は胸、心に記して忘れないこと。函丈の函は「容」、一丈の距離をあげる。函丈で転じて師のことをいう。伏膺函丈で先生の教を受けること」とする。また、「服（伏）膺」について、『唐律积文』は「古代には、顔子が孔子に仕えるに際して、善言を一つ得れば、固く胸に刻み付けたという（『礼記』中庸の趣意文——引用者注）。解釈によれば膺とは胸のことをいう。現在の儒学を習うこと、すなわちこれを服膺という。他の学問のごとくに至っては、服膺というには当たらない〔古者、顔子事孔子、得一善言、則拳拳服膺。説者謂膺胸也。如今習儒業者、即謂之服膺。至如他学、不在服膺之限〕」とする。同様に「函丈」については『礼記』（曲礼上）

によれば、「席を設ける制度」とは学問を講じるための席の間隔のことをいい、相互に一丈分の間隔を空けなければならず、学問を教える者は杖でこの空間に経書の意味を書き記し、講説を行うのである〔按礼記、設席之制、謂講学之席間、相去可容一丈之地、使教学者将杖于此所容之地、指画経義為講説之〕とする。なお、袁『注訳』643頁注釈⑩の説明は、これら『唐律積文』の文言に依拠して書かれたものと思われる。

- (10) 弘文館・国子監・州県等の学校については、『訳註7』346頁注10に『唐六典』の記述に基づいて詳細が述べられている。
- (11) 『訳註7』347頁注11にあるように、この句は『礼記』学記の「家有塾、党有庠、術（「術」は「遂」の誤り——引用者注）有序、国有学」を出典とする。『全釈漢文大系13 礼記中』（集英社、1977年）388頁によれば、周制において、「家」とは25家からなる閭のこと、「遂」は郊外の100里から200里の間の地域を指し（1遂は12500家）、それぞれの地域の学校として「塾」や「序」が置かれていたとされる。なお、袁『注訳』643頁注釈⑬が「家有塾」について「家庭内の私塾のこと〔家庭私塾〕」としているが、この説明には疑問が残る。
- (12) 『唐六典』巻30によれば、県学の博士は無品であった。『訳註7』347頁注12参照。
- (13) 『唐六典』巻30によれば、京兆・河南府、都督府、各州の学における経学博士は、従八品上から正九品下の官品を有していた。また、『唐六典』巻21によれば、国子監における太学博士は正六品上、四門博士は正七品上の官品を有していた。
- (14) 『唐六典』巻21によれば、国子監における国子博士は正五品上の官品を有していた。

【鬪訟律 33 条】 毆冒夫期親尊長

《第 1 段》

〔原文〕

諸妻毆冒夫之期親以下總麻以上尊長。各減夫犯一等。〔減罪輕者。加凡鬪傷一等。〕妾犯者。不減。死者。各斬。

疏議曰。依喪服。夫之所為兄弟服。妻降一等。今妻毆夫總麻以上尊長。減夫一等。以從夫為服。罪亦降夫。註云。減罪輕者。加凡鬪傷一等。謂故毆總麻兄姉折一支。合流二千五百里。妻若減夫一等。徒三年。故毆凡人折一支。既合流二千里。即是減罪輕。加凡人一等。流二千五百里。是減罪輕者。加凡鬪傷一等。妾犯者。不減。妾犯尊長。即與夫同。死者。各斬。謂毆尊長致死。妻妾並合斬刑。雖云減夫一等。若本制服重。即從重論。假如毆夫之伯叔父母折肋。當大功尊。加凡人四等。合流二千五百里。若準夫減一等。即徒三年。名例律云。當條雖有罪名。所為重者。自從重。須準服加四等。流二千五百里之類。

〔訳文〕

妻が夫の期親以下總麻以上の尊長を毆打し又は罵った場合には、それぞれ夫が犯した場合の罪から一等を減ずる。〔罪を減じた結果（一般人に対する罪よりも）軽くなる場合には、通常の鬪傷の罪に一等を加重する。〕妾が犯した場合には減軽しない。死亡させた場合にはそれぞれ斬に処する。

【疏文】喪服の制度によれば、夫が兄弟のために服するものより、妻は一等を下して服する⁽¹⁾。そこで、妻が夫の總麻以上の尊長を毆打した場合、夫（が犯した場合の罪）から一等を減ずる。夫に従って（妻の）服が決まることから、罪もまた夫から下すのである。註文に「罪を減じた結果（一般人に対する罪よりも）軽くなる場合には、通常の鬪傷の罪に一等を加重する」とある。故意に總麻の兄姉を毆打し、手足一本を折った場合、（鬪訟律 4 条・5 条・26 条の規定により）流二千五百里とすべきである⁽²⁾

が、妻がもし夫の罪から一等を減じられると徒三年となる。故意に一般人を毆打して手足一本を折った場合にすでに流二千里とすべきであるため、これはすなわち「罪を減じた結果軽くなる場合」ということになり、一般人（に対する罪）に一等を加重して流二千五百里となる。これが「罪を減じた結果（一般人に対する罪よりも）軽くなる場合には、通常の鬪傷の罪に一等を加重する」ということである。「妾が犯した場合には減輕しない」とは、妾が（夫の）尊長（に対して罪）を犯した場合には夫と同じ（罪が科せられる）ということである。「死亡させた場合にはそれぞれ斬に処する」とは、（夫の）尊長を毆打して死亡させた場合には、妻妾いずれの場合でも斬刑にすべきということである。（妻の場合）夫の罪から一等を減ずるといっているけれども、もし（妻の）本来定められている服が重い場合には、（その服によって定まる）重い罪に従って論ずる。例えば、夫の伯叔父母を毆打し肋骨を折った場合には、大功の尊属（を毆打した場合に）は一般人（に対する罪）に四等を加重する（という闕訟律 26 条の規定）に該当するため、流二千五百里とすべきである。もし夫の罪に準じ（た上で）一等を減ずると、すなわち徒三年となるが、名例律（49 条）に「当該条文に罪名があるとしても、行為の情状が重い場合には、おのずから重い方の罪に従う」とあるとおり、服制に準じて四等を加重し、流二千五百里とすべきとする類のことである。

〔訳注〕

- (1) 『訳註 7』 349 頁注 1、曹『訳註』 775 頁注釈〔1〕、銭『新注』 728 頁注釈④が指摘しているように、この句は『儀礼』喪服の「夫が兄弟のために服する喪から、妻は一等を降す〔夫之所為兄弟服、妻降一等〕」を出典とする。なお、袁『注訳』 646 頁注釈③において、「喪服」について「喪服制度に関する文書のこと〔關於喪服制度的文書〕」とするのは、いささか誤解を招く表現であり依り難い。
- (2) 『訳註 7』 349 頁注 2 にあるとおり、一般人の手足一本を折った場合に

は、鬪訟律 4 条の規定により徒三年となるが、それを故意に行った場合には、鬪訟律 5 条の規定により一等を加重して流二千里となり、さらに被害者が總麻の兄姉の場合、鬪訟律 26 条の規定により、さらに一等を加重して流二千五百里とすべきことになる。

《第 2 段》

〔原文〕

毆傷卑属。与夫毆同。死者絞。即毆殺夫之兄弟子。流三千里。故殺者絞。妾犯者。各従凡鬪法。若尊長毆傷卑幼之婦。減凡人一等。妾又減一等。死者絞。

疏議曰。毆傷卑属。謂是夫家卑属。与夫毆同。謂毆夫之従父兄弟子孫有服者。折傷以上。總麻減凡人一等。諸如此類。並与夫同。死者絞。即毆殺夫之兄弟子。流三千里。故殺者絞。妾犯者。各同凡鬪法。謂並依凡人鬪法科罪。若尊長毆傷卑幼之婦。謂夫之期親以下總麻以上尊長。毆傷卑幼之婦。減凡人一等。妾減凡人二等。死者絞。

〔訳文〕

（妻が夫の）卑属を毆傷した場合には、夫が毆打した場合と同じ（く処罰する）。死亡させた場合には、絞に処する。もし夫の兄弟の子を毆殺したならば、流三千里に処する。故殺した場合には、絞に処する。妾が（上記の罪を）犯した場合には、それぞれ一般人に対する鬪毆の法に従う。もし尊長が卑幼の妻を毆傷したならば、一般人（に対する罪）から一等を減ずる。妾（を毆傷した）場合には、さらに一等を減ずる。死亡させた場合には、絞に処する。

【疏文】「卑属を毆傷した場合」とは、夫の家の卑属のことをいう。「夫が毆打した場合と同じ（く処罰する）」とは、すなわち、夫の従父兄弟の子孫で服があるものを毆打し、折傷以上を負わせれば、總麻服の場合は一般人（に対する罪）から一等を減ずることになるが、およそこのような類の場合は、すべて夫と同じ（く処罰する）ことになるという意味である。死亡

させた場合には絞とする。もし夫の兄弟の子を毆殺したならば流三千里とし、故殺した場合には絞とする。「妾が（上記の罪を）犯した場合には、それぞれ一般人に対する鬪毆の法に同じ⁽³⁾」とは、すべて一般人に対する鬪毆の法によって罪を科すことをいう。「もし尊長が卑幼の妻を毆傷したならば」とは、夫の期親以下緦麻以上の尊長が卑幼の妻を毆傷した場合をいい⁽⁴⁾、一般人（に対する罪）から一等を減ずる。妾の場合には一般人（に対する罪）から二等を減ずる。死亡させた場合には絞とする。

〔訳注〕

- (3) 原文「妾犯者。各同凡鬪法」について、律文では「妾犯者。各従凡鬪法」とあって、疏文とは表現が異なっている。ただし、銭『新注』729頁注釈⑬も指摘しているように、意味上の差異はないものと思われる。
- (4) ここでの「尊長」が、期親以下緦麻以上に限定されるのは、『訳注7』349頁注3も指摘しているように、夫の祖父母・父母が子孫の妻を毆打した場合の専条が鬪訟律29条に存在するからである。

【鬪訟律 34 条】 祖父母為人毆撃

〔原文〕

諸祖父母父母。為人所毆撃。子孫即毆撃之。非折傷者勿論。折傷者。減凡鬪折傷三等。至死者。依常律。〔謂子孫元非隨從者。〕

疏議曰。祖父母父母為人所毆撃。子孫理合救之。当即毆撃。雖有損傷。非折傷者無罪。折傷者。減凡鬪折傷三等。謂折一齒。合杖八十之類。至死者。謂毆前人致死。合絞。以刃殺者。合斬。故云依常律。註云。謂子孫元非隨從者。若元隨從。即依凡鬪首從論。律文但稱祖父母父母為人所毆撃。不論親疎尊卑。其有祖父母父母之尊長。毆撃祖父母父母。依律毆之無罪者。止可解救。不得毆之。輒即毆者。自依鬪毆常法。若夫之祖父母父母。共妻之祖父母父母相毆。子孫之婦。亦不合即毆夫之祖父母父母。如當毆者。即依常律。

問曰。主為人所毆擊。部曲奴婢即毆擊之。得同子孫之例以否。

答曰。部曲奴婢非親。不同子孫之例。唯得解救。不得毆擊。

〔訳文〕

祖父母・父母が他人に毆撃されたため、子孫がただちに相手を毆撃した場合、折傷を負わせたのでなければ罪としない。折傷を負わせた場合には、一般人に対する鬪毆による折傷の罪から三等を減ずる。死亡するに至った場合には通常の規定による。〔子孫が当初から（祖父母・父母に）付き従って（他人と鬪毆して）いたのではない場合をいう。〕

【疏文】祖父母・父母が他人に毆撃されたならば、子孫としては道理としてこれを救うべきであり、ただちに（相手を）毆撃して損傷を与えたとしても、折傷を負わせたのでなければ罪はない⁽¹⁾。「折傷を負わせた場合には、一般人に対する鬪毆による折傷の罪から三等を減ずる」とは、齒一本を折った場合には（鬪訟律2条によれば、通常徒一年とすべきところ、三等を減じて）杖八十とすべき類をいう。「死亡するに至った場合」とは、相手方⁽²⁾を毆打して死亡させた場合には、（鬪訟律5条により）絞とすべきであり、刃物を用いて殺害した場合には（同じく鬪訟律5条により）斬とすべきことをいう。それ故に「通常の規定による」といつているのである。註文に「子孫が当初から（祖父母・父母に）付き従って（他人と鬪毆して）いたのではない場合をいう」とあるが、もし当初から（祖父母・父母に）付き従っていたのであれば、通常の鬪毆の首犯・従犯の規定（＝名例律42条）によって論ずることになる。律文にはただ単に「祖父母・父母が他人に毆撃された」とのみ書かれており、（相手方と祖父母・父母との間の）親疎や尊卑については述べていない。祖父母・父母の尊長が祖父母・父母を毆撃することがあれば、律の規定により（当該尊長が祖父母・父母を）毆打したとしても罪とはしない場合⁽³⁾には、（子孫は）ただ（祖父母・父母との）紛争を仲裁して救助する⁽⁴⁾ことができるのみで

あって、祖父母・父母の尊長を毆打することは許されない。濫りに毆打した場合には、おのずから鬪毆に関する通常の法が適用される。もし夫の祖父母・父母が妻の祖父母・父母と互いに毆打し合っている場合、子孫の妻は夫の祖父母・父母を毆打することは許されない。もし毆打したならば通常の律の規定により（この条文は適用されない）。

【問】 主人が他人に毆撃されたために、部曲・奴婢が相手に対してただちに毆撃した場合、子孫の例と同様に扱うことができるか否か。

【答】 部曲・奴婢は（主人にとって）親族ではない。子孫の例と同様に扱うことはできず、ただ紛争を仲裁して救助することができるのみであり、毆撃することはできない。

〔訳注〕

- (1) 『訳註7』350頁注2は、この部分に関して「鬪26は後段で尊長が卑幼を毆した場合、折傷以上で罪に問うこととしている」と説明しているが、疏文の後段部分とは異なり、ここは祖父母・父母を毆撃した者が親族関係のない一般人であることを想定した記述であることから、『訳註7』の説明は適切とはいえない。
- (2) 原文「前人」について、『訳註5』42頁注5は「前人とは、相手方という意味。原告から見て被告、加害者から見て被害者、共同被告人の一方から見て他方など、みな前人と表現される」とする。ここでは祖父母・父母を毆撃した者を指す。
- (3) 一般的に、緦麻以上の尊長は卑幼を毆打しても折傷以上に至らなければ罪には問われず（鬪訟律26条参照）、さらに期親以上の尊長であれば、折傷を負わせた場合でも罪に問われることはない（鬪訟律27条参照）。
- (4) 原文「解救」について、曹『訳註』776頁は「進み出て仲裁し救助する〔上前解勸・救護〕」と訳す。

【闘訟律 35 条】 闘毆誤殺傷人

《第 1 段》

〔原文〕

諸闘毆而誤殺傷傍人者。以闘殺傷論。至死者。減一等。

疏議曰。闘毆而誤殺傷傍人者。仮如甲共乙闘。甲用刃杖欲擊乙。誤中於丙。或死或傷者。以闘殺傷論。不從過失者。以其元有害心。故各依闘法。至死者。減一等。流三千里。

〔訳文〕

(人と) 闘毆している際に誤って傍らにいた(別の)人を殺傷した場合には、闘殺傷(の罪)をもって論ずる。(その刑罰が)死刑に至る場合には、一等を減ずる。

【疏文】「(人と) 闘毆している際に誤って傍らにいた(別の)人を殺傷した場合」とは、例えば甲が乙と闘い、甲が刃物や杖を用いて乙を攻撃しようとしたところ、誤って丙に当たった場合をいい、(丙が)死亡したり負傷したりした場合には、闘殺傷(の罪)を以て論ずる。(丙を殺傷する意図がないにもかかわらず)過失(の罪)に依らないのは、(甲には)もともと(乙を)害しようとする心があるためである。それ故にそれぞれ闘毆に関する法に依るのである。(その刑罰が)死刑に至る場合には、一等を減じて流三千里とする。

《第 2 段》

〔原文〕

若以故僵仆。而致死傷者。以戲殺傷論。即誤殺傷助己者。各減二等。

疏議曰。仰之謂僵。伏之謂仆。謂共人闘毆。失手足跌而致僵仆。誤殺傷傍人者。以戲殺傷論。別条戲殺傷人者。減闘殺傷人二等。謂殺者。徒三年。折一支者。徒二年之類。即誤殺傷助己者。各減二等。仮如甲与乙共毆丙。

其甲誤毆乙至死。減二等。傷減二等。或僵仆压乙殺傷。減戲殺傷二等。殺乙從戲殺減二等。總減四等。合徒二年。若压折一支。亦減四等。徒一年。是名各減二等。

問曰。甲共子乙。同謀毆丙。而乙誤中其父。因而致死。得從誤殺傷助己減二等以否。

答曰。律云。鬪毆而誤殺傷傍人以鬪殺傷論。但殺傷傍人。坐當過失。行者本為緣鬪。故從鬪殺傷論。若父來助己。而誤殺者。聽減二等。便即輕於過失。依例。當條雖有罪名。所為重者。自從重論。合從過失之坐。処流三千里。

又問。以鬪僵仆。誤殺助己父母。或雖非僵仆。因鬪誤殺期親尊長。各合何罪。

答曰。以鬪僵仆。誤殺父母或期親尊長。若減罪輕於過失者。並從過失之法。

又問。仮有数人。同謀殺甲。夜中忽遽。乃誤殺乙。合得何罪。

答曰。此既本是謀殺。与鬪毆不同。鬪毆彼⁽ⁱ⁾此相持。謀殺潛行屠害。毆甲誤中於丙。尚以鬪殺傷論。以其元無殺心。至死聽減一等。況復本謀害甲。元作殺心。雖誤殺乙。原情非鬪者。若其殺甲。是謀殺人。今既誤殺乙。合科故殺罪。

〔校注〕

(i) 底本は「被」に作るが、諸版本に従い「彼」に改める。

〔訳文〕

もし誤あって転倒（「僵仆」）し、（その結果人を）死傷させた場合には、戲殺傷（の罪）をもって論ずる。もし誤って自分に助力した者を殺傷した場合には、それぞれ二等を減ずる。

【疏文】あおむけになることを「僵」といい、うつぶせになることを「仆」という。すなわち、人とともに鬪毆し、手足が滑って⁽¹⁾ 躓いて転倒し、（その結果）誤って傍らにいた人を殺傷した場合には、戲殺傷（の罪）を

もって論ずるということである。別の条文（＝闘訟律 37 条）に「人を戯殺傷した場合には、人を闘殺傷（した罪）から二等を減ずる」とある。すなわち、殺害した場合には（闘訟律 5 条により絞から二等を減じて）徒三年とし、手足一本を折った場合には（闘訟律 4 条により徒三年から二等を減じて）徒二年とする類のことをいう。「もし誤って自分に助力した者を殺傷した場合には、それぞれ二等を減ずる」とあるが、これは例えば甲が乙と共同して丙を殴打した際に、甲が誤って乙を殴打し死亡させ場合には、（闘殺の罪から）二等を減じ、傷害した場合には（闘傷の罪から）二等を減ずることになる。あるいは、（甲が）転倒して乙を押しつぶして殺傷した場合には、戯殺傷（の罪）から二等を減ずることとなり、乙を殺害した場合には戯殺によって（闘殺から）二等を減じて、（さらに自己の助力者を殺害したことによる二等減と）合計して（闘殺の罪から）四等を減じて徒二年とすべきことになる。もし押しつぶして手足一本を折った場合にも、また四等を減じて徒一年とする。これがすなわち「それぞれ二等を減ずる」ということである。

【問】 甲が子である乙と一緒に共謀して丙を殴打した際に、乙が誤ってその父（である甲）に当てて、その結果死亡させた場合、「誤って自分に助力した者を殺傷した場合には、二等を減ずる」の規定を適用することができるかどうか。

【答】 律文には「闘殴している際に誤って傍らにいた人を殺傷した場合には、闘殺傷（の罪）をもって論ずる」とある。およそ傍らの人を殺傷した場合には、その罪自体は過失によるものであるが、その行為は本来闘殴から始まったものであるために闘殺傷の罪によって論じられるのである。もし父親が自分を助けに来て、その際に誤って殺害した場合に二等を減じることが認められるとすると、（闘訟律 28 条に規定する、父母を）過失（殺した場合の罪である流三千里）よりも軽くなってしまふ。（名）例（律 49 条）によれば、「当該条文に罪名があるとしても、行為が（別の条文にも

該当して) 重く(処罰することが可能な) 場合には、おのずから重い方(の規定) に従って論ずる」としている。(したがってこの場合) 過失の罪(=鬪訟律 28 条) に従って流三千里とすべきである。

【問】鬪争の際に転倒し、誤って自分に助力した父母を殺害した場合、あるいは転倒したのではないとしても、鬪争によって誤って期親の尊長を殺害した場合、それぞれどのような罪とすべきであるか。

【答】鬪争の際に転倒し、誤って父母あるいは期親の尊長を殺害した場合、もし罪を減じた結果過失の罪よりも軽くなる場合には、すべて過失の法に従う。

【問】仮に数人が共謀して甲を殺害しようとして、夜中ににわか⁽²⁾ 誤って乙を殺害したとする。どのような罪となるか。

【答】これは本来謀殺であり、鬪毆と同じではない。鬪毆はお互いが対峙している。謀殺は密かに殺害を行おうとするものである。甲を毆打して誤って丙に当たった場合でも、なお鬪殺傷をもって論じられるが、本来殺害の意図がないゆえに、死刑になる場合には一等を減じることが認められている。ましてや(設例では) 当初より甲を殺害しようとして謀っているのであり、元から殺害の意図がある。誤って乙を殺害したとしても、情状を考えるに鬪毆ではない。もし甲を殺すことに成功していれば、(賊盜律 9 条の) 謀殺人の罪に該当することになる。今すでに誤って乙を殺したのであるから、(鬪訟律 5 条の) 故殺の罪を科すべきである⁽³⁾。

〔訳注〕

(1) 原文「失手足」について、『訳註 7』342 頁注 3 は「手許がはずれて、失敗して、という意」と、誤殺傷と関連付けて相手方への攻撃が外れる意味に理解しているが、ここは転倒(「僵仆」)による殺傷の話をしているのであるから、錢『新注』732 頁が「手足の制御を失って〔手脚失控〕と訳しているように、手足のバランスを崩すという意味に解するのが妥当であると考え、本文のように訳出した。

- (2) 原文「夜中忽遽」について、銭『新注』732頁以下は「夜間に状況が突然生じたまたはよく見えなかったため〔因夜里情況突然又看不清〕」と意訳している。問答が述べている設例は、暗闇の中で突然相手に遭遇し、誰であるかをよく見極める暇もなく、誤って別人を殺害してしまったような状況を想定していると思われるが、そのような状況を一言で表現する適当な訳語がないため、とりあえず本文のように訳出した。
- (3) 甲を謀殺しようとして、誤って乙を殺害してしまった場合、殺人の故意自体は乙に対しても成立するが、乙は元々殺害を計画していた対象とは異なるため、謀殺（計画殺人）ではなく故殺（計画性のない故意殺人）が成立することになる。ただし、謀殺も故殺も首犯の刑罰は同じ（斬）であるが、共犯者がいる場合、従犯の処罰は異なってくる。

【闘訟律 36 条】 部曲奴婢詈旧主

《第 1 段》

〔原文〕

諸部曲奴婢詈旧主者。徒二年。毆者。流二千里。傷者絞。殺者。皆斬。過失殺傷者。依凡論。

疏議曰。部曲奴婢詈旧主者。徒二年。毆者。流二千里。傷者絞。有首從殺者。皆斬。罪無首從。過失殺傷者。並準凡人收贖。銅入傷殺之家。

〔訳文〕

部曲・奴婢が旧の主人^{もと}（¹）を罵った場合には徒二年に処する。殴打した場合には流二千里に処する。傷害した場合には絞に処する。殺害した場合には一律に斬に処する。過失殺傷した場合には、一般人（に対する過失殺傷の規定）によって論ずる。

【疏文】部曲・奴婢が旧の主人を罵った場合には徒二年、殴打した場合には流二千里、傷害した場合には絞とする。首犯・従犯がいて殺害した場合に

は一律に斬とし、首犯・従犯（の刑罰）を区別しない。過失殺傷した場合には、すべて一般人（を過失殺傷した場合）に準じて贖銅を収めさせる。贖銅は傷害・殺害された者の家に給付する。

〔訳注〕

- (1) 原文「旧主」について、賊盜律 8 条の註文に「旧の主人とは、主人が（部曲・奴婢を）解放して良人とした場合をいう〔旧主謂主放為良者〕」とあり、その疏文に「旧の主人とは、（主人によって）解放されて良人となった場合、又は（部曲・奴婢が）自ら金銭を支払って良人として解放された場合をいう〔其旧主謂經放為良。及自贖免賤者〕」とある。錢『新注』735 頁注釈②及び曹『訳注』780 頁注釈〔1〕の説明は、この註文及び疏文に依拠したものとなっている。なお、賊盜律 8 条の疏文にあるとおり、部曲・奴婢が他の主人に転売された場合や、訴訟によって良人の身分を回復した場合、以前に仕えていた主人は「旧主」には該当せず、一般人（凡人）と同様の扱いとなる。

《第 2 段》

〔原文〕

即毆旧部曲奴婢折傷以上。部曲減凡人二等。奴婢又減二等。過失殺者。各勿論。疏議曰。主毆旧部曲奴婢折傷以上。部曲減凡人二等。謂折齒。合杖九十。奴婢又減二等。合杖七十之類。過失殺者。勿論。問曰。部曲奴婢毆詈旧主期以下親。或旧主親屬毆傷所親旧部曲奴婢。得減凡人以否。答曰。五服尊卑。各有血屬。故毆尊長。節級加之。至如奴婢部曲。唯繫於主。為經主放。顧有宿恩。其有毆詈。所以加罪。非主之外。雖是親姻。所有相犯。並依凡人之法。又問。有人謀殺旧部曲奴婢。或於旧部曲奴婢家強盜。有殺傷者。合減罪以否。

答曰。毆旧部曲奴婢。得減凡人。爰至於死。亦依減例。明謀殺及諸雜犯。合依減法。唯盜財物。特異常犯。止依凡人之法。不合減科。

〔訳文〕

もし（旧の主人が）旧の部曲・奴婢を毆打し、折傷以上を負わせたならば、部曲の場合には一般人（に対する罪）から二等を減じ、奴婢の場合にはさらに二等を減ずる。過失殺した場合には、それぞれ罪としない。

【疏文】 主人が旧の部曲・奴婢を毆打し、折傷以上を負わせたならば、部曲の場合には一般人（に対する罪）から二等を減ずるとは、齒を折った場合には（鬪訟律2条により、一般人に対する罪である徒一年から二等を減じて）杖九十とすべきであり、奴婢の場合にはさらに二等を減じて杖七十とすべき類をいう。過失殺した場合には罪とはしない。

【問】 部曲・奴婢が旧の主人の期服以下の親族を毆打または罵り、あるいは旧の主人の親族が、（その旧の主人たる）親族の旧の部曲・奴婢を毆傷した場合には、一般人（に対する罪）から減輕することができるか否か⁽²⁾。

【答】 五服内の尊卑の親族には、それぞれ血縁関係がある。それ故に尊長を毆打した場合には、（親族関係の親疎に応じて）段階的に（刑罰を）加重するのである。奴婢や部曲の如きに至っては、ただ主人とのみ繋がりがあ。主人が（その身分を）解放することとなったならば、思うに（部曲・奴婢は主人に対して）以前からの恩義⁽³⁾があることになる。（そのことが、旧の主人を）毆打または罵った場合に罪を加重する理由である。主人以外に対しては、たとえ親戚であったとしても、（旧の部曲・奴婢との間に）相互に罪を犯すことがあったならば、すべて一般人の法に依ることになる。

【問】 ある人が旧の部曲・奴婢を謀殺しようとし、或いは旧の部曲・奴婢の家に対して強盗して殺傷した場合、罪を減ずるべきかどうか。

【答】旧の部曲・奴婢を毆打した場合には、一般人（に対する罪）から減輕することができる。この場合、死刑に至るともまた減輕の例に依ることになる。このことから明らかなように、謀殺やその他諸々の罪についても減輕の法に依るべきである。ただ、財物を盗む罪は特に通常の犯罪と異なるため、これのみは一般人の法に依ることになり、減輕して罪を科すべきではない⁽⁴⁾。

〔訳注〕

- (2) 問答の冒頭に「部曲・奴婢が旧の主人の期服以下の親族を毆打しまたは罵り」とあるが、部曲・奴婢が旧主の親族を毆打したり罵ったりした場合に「一般人に対する罪から減輕することができる」とすることは考え難いため、この文には何らかの誤りや脱落が存在する可能性がある。
- (3) 原文「宿恩」について、『訳註7』356頁注2は「前から（昔から）の恩義」とする。賤人身分からの解放に同意した主人に対しては、仕えていた時代の恩義がなお持続しているとの趣旨であろう。
- (4) 劉『箋釈』1595頁箋釈〔三〕も指摘するように、賊盜律34条第2段の註文にあるとおり、強盜の際の殺傷については、被害者が奴婢の場合であっても、一般人と同様に、殺害すれば斬、傷害すれば絞に処せられる（強盜が武器を所持していない場合。武器を所持している場合には、傷害についても斬に処せられる）。

【關訟律 37 条】戲殺傷人

《第1段》

〔原文〕

諸戲殺傷人者。減闕殺傷二等。〔謂以力共戲。至死而同者。〕雖和。以刃。若乘高履危。入水中。以故相殺傷者。唯減一等。即無官應贖而犯者。依過失法收贖。〔余条非故犯。無官應贖者。並準此。〕

疏議曰。戲殺傷人者。謂以力共戲⁽ⁱ⁾。因而殺傷人。減闕罪二等。若有貴

賤尊卑長幼。各依本鬪殺傷罪上減二等。雖則以力共戲。終須至死和同。不相贖恨而致死者。雖和以刃。礼云。死而不吊者三。謂畏压溺。況乎嬉戲。或以金刃。或乘高処險。或臨危履薄。或入水中。既在險危之所。自須共相警戒。因此共戲。遂致殺傷。雖即和同。原情不合。致有殺傷者。唯減本殺傷罪一等。即無官應贖。謂有蔭及老小廢疾之類。而犯應贖罪者。依過失法收贖。仮有過失殺人。贖銅一百二十斤。戲殺得減二等。贖銅六十斤。即是輕重不類。故依過失贖罪。不從減法。註云。余条非故犯。謂一部律内。諸条非故犯罪。無官應得收贖者。並准此。仮有甲為人合藥。誤不如本方殺人。合徒二年半。若白丁則從真役。若是官品之人合贖者。不可徵銅五十斤。亦徵一百二十斤。則是余条之類。

〔校注〕

- (i) 官版本等の版本では、「戲」の後に「鬪」があり、『訳註7』357頁も「鬪」を補って訓読しているが、しばらくは底本に従い原文のままとする。

〔訳文〕

人を戯殺傷した場合には、鬪殺傷の罪から二等を減ずる。〔力を用いて一緒に戯れ⁽¹⁾、死に至るも合意の上だとする⁽²⁾ものをいう。〕合意の上で（戯れていた）としても、刃物を用いていた場合、もしくは高所に上り、危険な場所に足を踏み入れ、または水中に入り、そのために互いに殺傷することとなった場合には、ただ（鬪殺傷の罪から）一等のみを減ずる。もし官品を有していないが贖することを許される者が犯した場合には、過失の法に依り贖銅を収めさせる。〔他の条文において、故意に犯したのではなく、官品を有していないが贖することを許される場合は、すべてこれに準ずる。〕

【疏文】「人を戯殺傷した場合」とは、力を用いて一緒に戯れ、その結果人を殺傷した場合をいい、鬪（殺傷）の罪から二等を減ずる。もし（加害者と被害者との間に身分上の）貴賤・尊卑・長幼（の関係）があるならば、それぞれ当該鬪殺傷の罪に依り、そこから二等を減ずる。すなわち、力を用

いて一緒に戯れ、最終的に死亡するに至ったとしても、なお友好的な状態にあり、お互いに怒りや恨みもなく死亡させた場合のことである。「合意の上で(戯れていた)としても、刃物を用いていた場合」とあるが、『礼記』(壇弓上)には、「死亡しても弔わない場合が三つある。必要もないのに畏れて自殺した場合(「畏」、危険な場所に赴いて圧死した場合(「圧」、溺死した場合(「溺」)をいう」とある⁽³⁾。ましてや自ら進んで戯れた結果死亡した場合はいうまでもない。あるいは金属製の刃物を用いて(て戯れ)、或いは高所に上って険しい場所に居り、或いは危険で薄氷を踏むような(細心の注意が必要となる)場所に臨み⁽⁴⁾、或いは水中に入る(等の行為)は、すでに危険な場所にいるのであるから、当然相互に警戒する必要がある。これらにより一緒に戯れ、遂に殺傷するに及んだ場合には、合意があったとしても、情状を考慮するにすべきことではない。殺傷するに至れば、ただ当該殺傷の罪から一等を減ずるに止める。「もし官品を有していないが贖することを許される者」とは、蔭⁽⁵⁾ある者及び老人・子供・廢疾者⁽⁶⁾の類で、罪を犯した場合贖することを許される者⁽⁷⁾は、(鬪訟律 38 条の)過失の法によって贖銅を収めさせるべきであることをいう。例えば、人を過失殺すれば、(鬪訟律 38 条の規定により、鬪殺の法定刑である絞の収贖額は)銅一百二十斤となるが、戯殺であれば二等を減じることができるため、(絞から二等を減じて徒三年となり、その贖銅の額である)銅六十斤を贖することになる。しかしながら、これでは軽重の均衡を図ることができない。それ故に過失(の罪)によって罪を贖わせ、減輕の法にはよらないのである。註文に、「他の条文において、故意に犯したのではなく」とあるが、これは、一部の律内における諸条の故意に罪を犯したのではないものをいい、官品を有していないが贖することを許される者はすべてこれに準ずる。例えば甲が人のために薬を調合し、誤って処方どおりにせず人を殺害した場合には(雑律 7 条により)徒二年半とすべきであるが、もし(甲が)無位無官の者(「白丁」)であれば、実

際に（徒刑の）労役に従事することになるが、もしこれが官品ある人⁽⁸⁾で贖すべき場合には、（徒二年半の収贖額である）銅五十斤を徴収してはならず、また一百二十斤を徴収することになる。すなわちこれが「他の条文」の類である。

〔訳注〕

- (1) 原文「戯」について、『訳註 7』358 頁注 1 は、清律戲殺誤殺過失殺傷人条の小註の文言を引用しつつ、「戯謔（ふざけ、じょうだん）の意ではなく、「ここでは力くらべとか技を競うとかの方向である」とする。また、袁『注訳』653 頁注釈②は、「以力共戯」について「力量を比較する悪ふざけ〔較量力量的戯耍〕」とする。すなわち「戯」とは単なる遊戯の類ではなく、武術の対戦をする等の、一步間違えば命を落としかねない危険を伴う行為を当事者合意の上で行うことを意味する。
- (2) 原文「和同」について、曹『訳註』782 頁注釈〔2〕は「両者が友好的に同意しており、怨恨しているといった事情がないこと〔両方和好同意、没有仇恨的事〕」とする。
- (3) 『訳註 7』359 頁注 4 は「鄭注によると、この三つを弔哭しないのは身を軽んじ、孝を忘れた行為であるからである。「畏」は罪がないのにおそれて自殺した場合、「压」……は危険の地に行き、土石の崩壊などで圧死した場合、「溺」は溺死の場合である」とする。
- (4) 原文「臨危履薄」について、曹『訳註』782 頁注釈〔5〕は「身を置いている状況が危険であることの比喩。細心の注意を払って身を慎むことが必須である。《詩經・小雅・小旻》に「戦々恐々とすること、深淵に臨むが如く、薄氷を踏むが如し」とある〔比喩处境危険。必須小心謹慎。《詩・小雅・小旻》：“戦戦兢兢、如臨深淵、如履薄水。”〕」とする。
- (5) 「蔭」については、鬪訟律 4 条訳注（6）参照。
- (6) 「廢疾」については、鬪訟律 4 条訳注（3）参照。
- (7) 蔭によって贖が許される者については、名例律 9 条・10 条・11 条・13

条に規定がある。また、老人・子供・心身障害者の取贖については、名例律 30 条に規定がある。

- (8) 原文「若是官品之人」について、『唐律疏議』の諸版本および中華民国国务院法制局重校本『宋刑統』においてはいずれも文字の異同はないが、天一閣所蔵の『宋刑統』鈔本では、「若非官品之人」となっている。ここでは、官品を有していないが恩蔭によって取贖することが認められる者の話をしているのであるから、鈔本にあるように「是」ではなく「非」とする方が適切かとも思われるが、しばらくは諸版本に従い、「是」のままとして訳出しておく。

《第 2 段》

[原文]

其不和同。及於期親尊長外祖父母夫⁽ⁱ⁾之祖父母。雖和。並不得為戲。各從鬪殺傷法。

疏議曰。謂戲者元不和同。及於期親尊長。外祖父母夫⁽ⁱⁱ⁾之祖父母。此等尊長。非応共戲。縱雖和同。並不得為戲。各從鬪殺傷之法。仮有共期親尊長戲。折一支。仍処絞之類。

[校注]

- (i) (ii) 滂喜斎本・官版本等いくつかの版本では、「夫」の後にもう一字「夫」があり、『訳註 7』358 頁も「夫」を一字補って訓読しているが、しばらくは底本に従い原文のままとする。

[訳文]

合意していなかった場合、または期親の尊長・外祖父母・夫の祖父母に対して(戯れていた)場合、合意の上であったとしても、すべて戯(殺傷)とすることはできず、それぞれ鬪殺傷の法に従う。

【疏文】戯れている者が始めから合意していなかった場合、または期親の尊

長・外祖父母・夫の祖父母に対して（戯れていた）場合、これらの尊長は一緒に戯れるべき相手ではないため、たとえ合意していたとしても、すべて戯（殺傷）とすることはできず、それぞれ闘殺傷の法に従う。例えば親の尊長と共に戯れ、手足一本を折った場合には、（闘訟律 27 条により）なお絞に処するといった類のことである。

【闘訟律 38 条】 過失殺傷人

〔原文〕

諸過失殺傷人者。各依其狀。以贖論。〔謂耳目所不及。思慮所不到。共举重物。力所不制。若乘高履危足跌。及因擊禽獸。以致殺傷之属。皆是。〕

疏議曰。過失之事。註文論之備矣。殺傷人者。各準殺傷本狀。依取贖之法。註云。謂耳目所不及。假有投甌瓦及彈射。耳不聞人声。目不見人出。而致殺傷。其思慮所不到者。謂本是幽僻之所。其処不応有人。投瓦及石。誤有殺傷。或共举重物。而力所不制。或共升高險。而足蹉跌。或因擊禽獸而誤殺傷人者。如此之類。皆為過失。称之属者。謂若共捕盜賊。誤殺傷旁人之類皆是。其本応居作官当者。自從本法。

〔訳文〕

人を過失殺傷した場合には、それぞれその（殺傷の）情状により、贖をもって論ずる。〔（人の声や姿等が）耳にも目にも届かず、（人を殺傷することなど）思いも至らないような場合をいい、（例えば）一緒に重量物を担いでいて、自分の力では制御することができず、もしくは高所に上り危険な箇所へ踏み入って足を滑らせ、または鳥獣を撃った際に、殺傷してしまったような種類のことがみなこれに当たる。〕

【疏文】 過失のことは、註文がつぶさに論じている。人を殺傷した場合には、それぞれ殺傷の情状に準じて、取贖の法による。註文に「（人の声や姿等が）耳にも目にも届かず」とあるが、これは例えばかわらけ⁽¹⁾を投

げたり弾を発射したり⁽²⁾したところ、耳に人声を聞かず、目にも人出を見なかったのに、(人を)殺傷してしまった場合をいう。「(人を殺傷することなど)思いも至らないような場合」とは、もともと(そこが)人里離れた僻地⁽³⁾であり、その場所に人がいるべきではないような所で、瓦や石を投げて、誤って(人を)殺傷することがあった場合をいう。或いは一緒に重量物を担いでいて、自分の力では制御することができず、或いは一緒に高く危険な場所に上って足を滑らせ、或いは鳥獣を撃った際に誤って人を殺傷した場合など、このような類のものがすべて過失となる。「ような種類のこと」とは、もし一緒に盗賊を捕えようとして、誤って傍らにいた人を殺傷したような類のことはすべてこれに当たる。本来労役に服さなければならない場合や官当法を適用すべき場合については、おのずから当該の法に従う⁽⁴⁾。

〔訳注〕

- (1) 原文「甄瓦」について、『訳註7』360頁注1は「甄はかわら。又練瓦。しきがわら。甄瓦で甄と瓦の意であることもあるし、しきがわらのことをいうこともある」とする。言葉の意味はそのとおりで間違いないと思われるが、この文脈では瓦そのものではなく、その破片を投げるという意味であると考えると、本文のように訳出した。
- (2) 原文「弾射」について、『訳註7』360頁注2は「はじき弓で弾丸(弓でとばす。石または鉄)をうつ」とする。
- (3) 原文「幽僻」について、袁『注訳』655頁注釈③は「奥深く静かで辺鄙な地方のこと〔幽静偏僻的地方〕」とする。
- (4) 『訳註7』360頁注4、銭『新注』739頁注釈④が指摘するように、五流の一つである「子孫犯過失流」は収贖の対象とならないし(名例律11条参照)、官人が過失殺傷の罪を犯して徒流刑に該当する場合には、官当法(名例律17条)が優先して適用されることになる。